

岩手県体操協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、岩手県体操協会という。

昭和21年(1946)4月1日設立

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定する所に置く。

住所：〒020-3614 岩手県盛岡市長田町7-60 岩手中・高等学校内

(目 的)

第3条 本会は、体操競技、新体操、トランポリン並びに一般体操の普及と競技力向上を図ることを目的

とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 体操競技、新体操、トランポリン並びに一般体操の普及と競技力向上に関する事業
- (2) 指導者並びに公認審判員の養成
- (3) 各種競技会の開催並びに上位競技会への選手派遣と推薦
- (4) 各種講習会、講演会、演技会、研究会の開催
- (5) 功労のあった団体、役員、選手等の表彰
- (6) 体育諸団体との連携
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

(構 成)

第5条 本会は、地区体操協会、高体連専門部、中体連専門部、ジュニアの加盟団体並びにそれ以外の加盟団体・個人の登録者をもって組織する。

(会 員)

第6条 会員は、役員、指導者、審判員、協賛会員とする。

(加 盟)

第7条 本会は日本体操協会、東北体操協会、岩手県体育協会に加盟する。

第3章 役 員

(役 員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事(理事長1名、副理事長2名、常任理事若干名、理事若干名、事務局長1名)
- (4) 監事2名

(任 務)

第 9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときはその職を行う。職務代理の順位はあらかじめ会長が指名する。
- (3) 理事長は本会の会務を執行する。
- (4) 副理事長、常任理事、事務局長は会務を掌る。
- (5) 理事は案件を審議・決定する。
- (6) 監事は会計・業務執行の状況を監査する。

(選 挙)

第10条 役員の選出は総会で決定される。なお、選考に関する規定は別に定める。

(任 期)

第11条 役員の任期は定期総会から定期総会までの2年とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 名 誉 会 長 、 顧 問

(名譽会長)

第12条 本会は、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、常任理事会の推薦に基づき総会で推挙する。

(顧 問)

第13条 本会は、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を経て会長が委嘱し、必要に応じて会長の諮問に応ずる。
- 3 任期については、役員に同じとする。

第 5 章 会 議

(機 関)

第14条 本会に総会、常任理事会、委員会、部を置く。

(総 会)

第15条 総会は、会長が招集し、理事の過半数の出席で成立する。ただし、委任状はこれを認める。

- 2 総会は、会員の出席を認める。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業の計画及び報告
 - (2) 会計の予算及び決算
 - (3) 役員の選出
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他必要事項
- 4 議長は、総会で選出され、その任に当たる。

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、会長が招集し、常任理事の3分の2以上の出席で成立する。ただし、あらかじめ欠席の意思を表した者は出席とみなす。

2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事並びに事務局長で構成する。

3 常任理事会は、次の任務をもつ。

(1) 総会の決議に基づく具体的事項の審議と執行

(2) 総会提出議案の作成

(3) 緊急事項の処理（但し、この場合直近の総会の承認を得なければならない）

4 議長は、会長がその任に当たる。

(委員会)

第17条 委員会は、各委員長が招集し、総会・常任理事会の議決に基づき、各事業の企画運営に当たる。

2 本会に次の委員会を置く。

(1) 体操競技委員会

(2) 新体操委員会

(3) トランポリン委員会

(4) 特別委員会

3 議長は、委員長がその任に当たる。

4 委員会に関する規定は別に定める。

(部)

第18条 部は、各部長が招集し、総会・常任理事会の議決に基づき、各事業の企画運営に当たる。

2 各委員会に次の部を置く。

(1) 男女ジュニア部

(2) 男女審判部

(3) 男女指導部

(4) 男女競技部

3 議長は、各部長がその任に当たる。

4 部に関する規定は別に定める。

(議決)

第19条 すべての会議の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

第6章 会計

(収入)

第20条 本会の経費は、登録料・協力金・協賛会費・寄付金・補助金・その他の収入をこれに充てる。

2 会計に関する規定は別に定める。

(年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第7章 事務局

(設置)

第22条 本会の事務を処理するために、第2条により事務局を置く。

(事務局)

第23条 事務局長は、事務局を統括し、会務の円滑な推進をはかる。

2 事務局の運営を円滑にするために、事務局次長、事務局員を置くことができる。
会長はこれを委嘱する。

3 事務局は、次の事務処理を行う。

- (1) 経理事務
- (2) 文書の受付・発送
- (3) 登録事務
- (4) 公認審判員資格者の把握
- (5) ホームページの作成
- (6) その他必要な事務

第8章 規約の改廃

(改 廃)

第24条 本規約は、総会の出席者の3分の2の同意を得なければ変更または廃止することができない。

附 則

- 1 本規約は昭和43年（1968）3月9日より実施する。
- 2 本規約は昭和49年（1974）3月23日改正実施する。
- 3 本規約は昭和51年（1976）2月24日改正実施する。
- 4 本規約は昭和55年（1980）3月21日一部改正実施。
- 5 本規約は平成15年（2003）3月2日改正実施する。
- 6 本規約は平成23年（2011）3月5日一部改正実施する。
- 7 本規約は平成27年（2015）5月9日一部改正実施する。
- 8 本規約は令和4年（2022）4月16日一部改正実施する。

役員選考に関する規定

(根 拠)

第1条 この規定は、規約第10条に基づいて、役員選考に関する規定を定めるものとする。

(選考委員会)

第2条 選考委員会は、会長（1名）、副会長（若干名）、理事長（1名）、副理事長（2名）、委員長（6名）及び事務局長（1名）で構成される。

(選 出)

第3条 役員の選出は、次により総会に提案する。

- (1) 会長は、体操協会に理解を示す人の中から広く人選し、提案する。
- (2) 副会長は、体操協会に理解を示す人の中から若干名、地区体操協会会長、高体連専門部長、中体連専門部長の職にあるものを提案する。
- (3) 理事は、次の機関等の推薦者を審議し、提案する。
 - ① 地区体操協会（理事長、事務局長）
 - ② 専門部（高体連専門部委員長、中体連専門部委員長）
 - ③ 委員会（構成委員）
 - ④ 会長の推薦若干名
- (4) 理事長、副理事長、事務局長は、理事の中から人選し、提案する。
 - 2 常任理事は、地区体操協会理事長、専門部委員長、委員長、並びに会長の推薦若干名がこれにあたる。

(改 正)

第4条 この規定は、総会の議決によらなければ変更できない。

(附 則)

- 1 この規定は、平成15年（2003）3月2日より施行する。
- 2 この規定は、令和4年（2022）4月16日に一部改正実施する。

委員会に関する規定

(根 拠)

第1条 この規定は、規約第3条及び第17条第4項、第18条4項に基づいて、規定を定めるものとする。

(体操競技委員会)

第2条 体操競技委員会は、委員長（1名）、副委員長（男女各1名）、ジュニア部長（男女各1名）、審判部長（男女各1名）、指導部長（男女各1名）、競技部長（男女各1名）の11名で構成される。

2 委員長は、この委員会を統括し、会務の円滑な推進をはかる。委員会の招集は委員長が行う。

3 東北技術委員と全国委員については、委員会で決定し、総会で承認を得る。

4 ジュニア部会は、県内ジュニアチームの代表者で構成しジュニア大会等の企画運営を掌る。

5 審判部会は、各種大会への審判員配置・派遣を掌る。また公認審判員資格の申請・認定、継続申請の確認、養成研修の業務を掌る。審判部長は、全国代表審判を兼ねる。

6 指導部会は、体操競技の競技力向上に向けた講習や指導者の研修を掌る。

7 競技部会は、協会が主管する大会の運営を掌る。また他の専門部と連携し、共催・後援申請による競技に対し必要な条件を整備する。

(新体操委員会)

第3条 新体操委員会は、委員長（1名）、副委員長（男女各1名）、ジュニア部長（男女各1名）、審判部長（男女各1名）、指導部長（男女各1名）、競技部長（男女各1名）の11名で構成される。

2 新体操委員会の任務や業務等については、第2条2項から7項までの規定を準用する。この場合において、「体操競技」とあるのは「新体操」と読みかえるものとする。

(トランポリン委員会)

第4条 トランポリン委員会は、委員長（1名）、副委員長（男女各1名）、ジュニア部長（男女各1名）、審判部長（男女各1名）、指導部長（男女各1名）、競技部長（男女各1名）の11名で構成される。

2 トランポリン委員会の任務や業務等については、第2条2項から7項までの規定を準用する。この場合において、「体操競技」とあるのは「トランポリン」と読みかえるものとする。

第5条 特別委員会は、一般体操等に関わる業務を掌る。

2 特別委員会の構成及び業務等は、その必要性が生じた場合、常任理事会で審議する。

(会 計)

第6条 各委員長は、総会開催日の1月前までに関係書類を事務局に提出しなければならない。

2 各委員会に会計担当者を置くことができる。

(改 正)

第7条 この規定は、総会の議決によらなければ変更できない。

(附 則)

- 1 この規定は、平成15年(2003)3月2日より施行する。
- 2 この規定は、平成23年(2011)3月5日一部改正実施する。
- 3 この規定は、令和4年(2022)4月16日一部改正実施する。

会 計 に 関 す る 規 定

(根 拠)

第1条 この規定は、規約第20条第2項に基づいて、会計に関する規定を定めるものとする。

(保 管)

第2条 本会の会計帳簿、貯金通帳、現金、その他の財産は事務局長が保管する。

(総 括)

第3条 会計の総括は、事務局長を経て理事長が行うものとする。

(収 入)

第4条 本会の収入は、県体育協会からの補助金その他、次のとおりとする。

- (1) 登録料については、30歳以上は10,000円、30歳未満・25歳以上は7,000円、25歳未満は5,000円を納めるものとする。
- (2) 理事協力金については、一口を10,000円とし、会長は3口以上、副会長は2口以上、理事は1口以上とする。
- (3) 協賛会費として、一口5,000円を募る。
- (4) 寄付金は、名誉会長及び顧問をはじめ、広く募る。
- (5) その他の収入

(支 出)

第5条 本会の予算案は、常任理事会で審議され、総会に提案される。

- 2 旅費規程は、県費旅費規程に準じ別途定める。
- 3 委員会に関わる予算支出は、次のとおりとする。
 - (1) 体操競技委員会、新体操委員会及びトランポリン委員会の予算より、ジュニア部会、審判部会、指導部会、競技部会に配分される。
 - (2) ジュニア部会の予算は、大会開催、指導者支援等を含めた予算とする。
 - (3) 特別委員会の予算は、本会の予算総額を鑑み配分する。

(審判登録)

第6条 審判登録・更新等の手続きは各自で行うが、必要に応じて各審判部と事務局が携わるものとする。

- 2 その際の登録費用は、別途徴収するものとする。

(監 査)

第7条 会計監査は、毎年決算前に行う。また、監事2名が必要と認めるとき、臨時に行うことができる。

- 2 業務監査は、必要に応じて行うことができる。

(改 正)

第8条 この規定は、総会の議決によらなければ変更できない。

(附 則)

- 1 この規定は、平成15年(2003)3月2日より施行する。
- 2 この規定は、平成23年(2011)3月5日一部改正実施する。
- 3 この規定は、令和4年(2022)4月16日一部改正実施する。

慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県体操協会会員の慶弔について定めるものである

(事務局)

第2条 この慶弔を取り扱う事務は、体操協会事務局が行う。

(種類)

第3条 この規程による弔慰金は、会員及び配偶者、子の死亡に対して以下により支出する。

- 1 香典(5,000円)・・・本人
- 2 供花(地域標準価格)・・・本人
- 3 弔電・・・・・・・・・・・・本人

(経費)

第4条 この慶弔の経費は、岩手県体操協会の通常経費を持ってこれを充てる。

(特別支出)

第5条 この規程に定めのない支出については、理事長の判断で支出することができる。

支出後は、直近の常任理事会もしくは総会で承認を得るものとする。

(改廃)

第6条 この規程は、総会の決議によらなければ改廃できない。

(附則)

- 1 この規程は、平成27年5月9日より施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月22日一部改正実施する。
- 3 この規程は、令和5年4月15日一部改訂実施する。